

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 にぎわい交流課	
許 認 可 等 名	徳島市営（新町・紺屋町・徳島駅前西）地下駐車場利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市商業観光施設事業条例	
根 拠 条 項	第30条の2第2項	
連 絡 先	①徳島市営新町地下駐車場（電話652-5213） 株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体 ②徳島市営紺屋町地下駐車場（電話654-0566） 株式会社バルと徳島市中心市街地まちづくり協議会の共同体 ③徳島市営徳島駅前西地下駐車場（電話626-0348） 徳島都市開発株式会社	
審 査 基 準	基 準	徳島市営（新町・紺屋町・徳島駅前西）地下駐車場利用料金の減免については、別紙「徳島市営（新町・紺屋町・徳島駅前西）地下駐車場利用料金の減免基準」のとおり。
	参 考 事 項	○ 施設の名称 徳島市営新町地下駐車場 徳島市営紺屋町地下駐車場 徳島市営徳島駅前西地下駐車場
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（平成29年4月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（平成29年4月1日最終変更）